

## 宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の 一部改正について

### 1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正に伴い、同法律の条番号が改められるため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6 → 第47条の5

※ 別添「新旧対照表」のとおり

### 3 施行期日

令和2年4月1日

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の6</u>の規定に基づき、宮崎県立学校（以下「県立学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10人以上とし、<u>法第47条の6第2項</u>に掲げる者及び次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 校長は、<u>法第47条の6第3項</u>の規定による申出をしようとするときは、委員の任命又は委嘱に関する意見を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の5</u>の規定に基づき、宮崎県立学校（以下「県立学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10人以上とし、<u>法第47条の5第2項</u>に掲げる者及び次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 校長は、<u>法第47条の5第3項</u>の規定による申出をしようとするときは、委員の任命又は委嘱に関する意見を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。</p> <p>3・4 [略]</p>

<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第10条 校長は、<u>法第47条の6第4項</u>の規定に基づき、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第11条 協議会は、<u>法第47条の6第6項又は第7項</u>の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、当該意見を記載した書面を提出して行うものとする。この場合において、協議会は、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。</p> <p>2 <u>法第47条の6第7項</u>の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定の個人の採用に関するものを除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第10条 校長は、<u>法第47条の5第4項</u>の規定に基づき、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第11条 協議会は、<u>法第47条の5第6項又は第7項</u>の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、当該意見を記載した書面を提出して行うものとする。この場合において、協議会は、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。</p> <p>2 <u>法第47条の5第7項</u>の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定の個人の採用に関するものを除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
---	---

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。